

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 30日

千葉市長 殿



提出者

住 所 千葉県千葉市中央区都町1-19-3
氏 名 大林道路株式会社 千葉営業所
所長 越川 守
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 043-234-7890

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大林道路株式会社 千葉営業所
事業場の所在地	千葉県千葉市中央区都町1-19-3
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

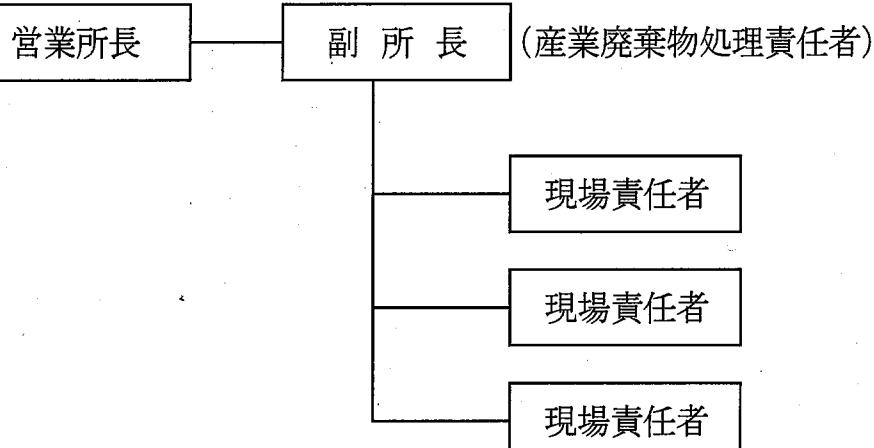
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合建設業 小分類：舗装工事業
② 事業の規模	前年度の完成工事高 円
③ 従業員数	32人(正社員 25人、常設関係職員 7人)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	切削オーバーレイ工事・建築工事に伴う外構工事 ・がれき類（アスファルト・コンクリートガラ）⇒再生処理業者に委託し、再生骨材として再資源化 ・がれき類（コンクリートガラ）⇒再生処理業者に委託し、再生碎石として再資源化 ・汚泥⇒再生処理業者に委託し、再生骨材として再資源化 ・木くず⇒再生処理業者に委託し、再生材料として再資源化 ・管理混廃⇒中間処理業者に委託し、選別後、再資源化または、最終処分場で処分する ・金属くず⇒再生処理業者に委託し、再生原料として再資源化 ・廃プラ⇒再生処理業者に委託し、再生原料として再資源化 ・ガラス・陶磁器⇒再生処理業者に委託し、再生骨材として再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	
	排 出 量	7723.2 t	t
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	
	排 出 量	675 t	t

(これまでに実施した取組)
再資源化と再利用による廃棄物量の抑制

(今後実施する予定の取組)
再資源化と再利用による廃棄物量の抑制

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設現場において、アスファルト塊、コンクリート塊等分別し 排出時のマニフェスト交付の際に再確認する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設現場において、アスファルト塊、コンクリート塊等分別し 排出時のマニフェスト交付の際に再確認する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	
① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
再生骨材、再生アスファルトの利用を促進する。 土木建築物の裏込材、基礎材、道路舗装の路盤材、駐車場舗装等の基礎、表層材としての利用について積極的に実施し発注者との協議、理解を求めていく。			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	
② 計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	600 t	t
(今後実施する予定の取組)			
再生骨材、再生アスファルトの利用を促進する。 土木建築物の裏込材、基礎材、道路舗装の路盤材、駐車場舗装等の基礎、表層材としての利用について積極的に実施し発注者との協議、理解を求めていく。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
① 現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	
	全処理委託量	7723.2 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	7723.2 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 可能な限り優良認定処理業者、再利用業者への処理を行い最終処分量の低減を図る。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	
	全処理委託量	675 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	75 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	600 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>可能な限り優良認定処理業者、再利用業者への処理を行い最終処分量の低減を図るとともに電子マニフェスト対応可能な処理業者を選定していく。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。